

流山市高齢者給食サービス事業業務委託受託事業者公募要領

1 公募の趣旨

平成28年度及び平成29年度の2か年において、流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則（平成11年流山市規則第25号）に基づき、高齢者の栄養バランスに配慮した食事の提供とともに、利用者本人の安否確認等の支援に関する事業を適切に実施できる能力を備えた事業者を選定するため、プロポーザル方式による事業者選定を行うものです。

2 選定事業者数

流山市全域を対象として、平成28年度及び平成29年度の流山市高齢者給食サービス事業を受託する予定の事業者（以下「受託予定事業者」という。）を、1事業者選定します。

3 事業内容

流山市高齢者給食サービス事業業務委託仕様書（別紙）のとおりとします。

4 事業委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

ただし、給食サービスの実施期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとします。

5 応募要件

応募書類を提出する事業者は、次の全ての要件を満たしていなければなりません。

- (1) 当該事業の趣旨を理解し、流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則及び流山市高齢者給食サービス事業業務委託仕様書に基づき、サービスを提供することができること
- (2) 流山市内又は隣接市に拠点となる事業所を有する法人であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当しないこと
- (4) 公募の日からヒアリング審査実施日までにおいて、流山市長から指名停止を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされていない法人または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない法人であること
- (6) 法人市民税の滞納がないこと（流山市外の事業者については、事業者の所

在する自治体において法人市民税の滞納がないこと。)

- (7) 役員等が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

6 応募手続

公募期間内に以下の(1)に掲げる応募書類の提出してください。応募書類は流山市ホームページで配布を行います。配布期間は平成27年11月20日(金)から平成27年12月11日(金)までです。

なお、公募期間を過ぎた後は、提出された公募書類の修正、変更は認めません。また、提出された応募書類は返却しません。

(1) 応募書類

ア 流山市高齢者給食サービス事業企画提案書(様式1-1から1-6まで)
※ 献立表、業務マニュアル等の添付書類を除き、企画提案書はA4サイズの用紙で20ページまでとします。

イ 流山市高齢者給食サービス事業確認書(様式2)

ウ 見積書(様式3又は同様の項目がある任意の様式)

エ 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの、正本以外は複写可)

オ 食品衛生法による飲食店営業許可証の写し

カ 法人市民税の納税証明書(発行後3か月以内のもの、正本以外は複写可)

キ 法人の事業・概要がわかるパンフレット等(任意の様式)

ク 過去3年分の損益計算書及び最新の貸借対照表

(2) 応募書類の提出期間

平成27年11月20日(金)から平成27年12月11日(金)まで

※各日とも午前9時から午後5時まで

※ただし、土、日、祝日を除きます。

(3) 提出場所 流山市健康福祉部介護支援課

(4) 提出方法 必ず事前に電話連絡の上、窓口へ提出してください。

(5) 提出部数 正本1部、副本(コピー可) 8部

7 質問の受付について

公募要領並びに応募書類の作成及び提出に関する質問は、質問書により、次のとおり受け付けます。

(1) 提出書類 質問書(様式4)

(2) 提出期間 平成27年11月20日(金)から11月30日(月)まで

ただし、窓口への持参による提出は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 流山市健康福祉部介護支援課

(4) 提出方法 予め電話連絡の上、窓口への持参、電子メール及びファクシミ

りにて提出。

- (5) 回答方法 平成27年12月3日(木)以降、流山市ホームページ上で回答します。

8 失格事項

応募書類の提出以後に、次のいずれかに該当した場合には、応募書類を提出した事業者（以下、「応募事業者」という。）を失格とします。

- (1) 5の応募要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 応募書類に虚偽の記載があったことが判明したとき
- (3) 応募書類が、本公募要領の定めに従ったものでないことが判明したとき
- (4) 別紙仕様書「10. 業務委託料」に示す額を超える見積書を提出したとき

9 審査方法及び選定基準

(1) 審査方法

ア 応募事業者を対象として、市に設置する「流山市高齢者給食サービス事業受託事業者選定委員会」により、書類審査及びヒアリング審査を行い、最も優れていると認める企画・提案に係る事業者を受託予定事業者として決定します。

イ 次点の事業者について

審査の結果、受託予定事業者に次いで優れていると認められ、かつ、流山市給食サービス事業の安定した実施が見込まれると評価できる1事業者を次点とし、受託予定事業者が、契約締結前に辞退した場合に、受託予定事業者となることのできるものとします。

ウ 事業者選定基準

別表のとおり（配点は非公開）

エ 審査結果通知

審査結果については、文書で通知します。併せて、流山市ホームページ上で公表します。

オ その他

応募事業者が、1事業者であった場合でも、選定基準に基づく審査を行い、流山市給食サービス事業の安定した実施が見込まれると評価できる場合は、受託予定事業者と選定します。

(2) ヒアリング審査実施日

平成28年1月5日(火)

＊具体的な時間等詳細は、応募事業者に通知します。また、1社あたりの審査時間は、プレゼンテーションを15分、試食を5分、質疑応答を10分程度と予定しています。なお、審査時間は応募事業者数等により変動します。

また、ヒアリング審査の際は、普通食及び介護食（咀嚼困難な利用者に向けた食事）を2食分ずつ持参ください。療養食（疾病のある利用者に向けた食事）の持参は必要ありません。なお、持参する普通食及び介護食については、仕様書に基づき、食材料費と調理にかかる人件費の合計を消費税及び地方消費税を別として454円以内に調整した献立内容のものとしします。

10 契約

受託予定事業者決定後は速やかに契約を締結し、平成28年3月31日までに事業の引継手続きを整えることとします。

11 その他

- (1) 応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- (2) 評価点数等自らの審査結果に関し説明を求める場合には、審査結果に係る通知日から起算して15日以内に、あらかじめ書面で申し出てください。

(本要領に関する問い合わせ)

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市健康福祉部介護支援課

電話 04-7150-6531

FAX 04-7159-5055

メールアドレス kaigo@city.nagareyama.chiba.jp

別表

事業者選定基準

1 事業実施能力及び実績	① 1食当たりの委託料についての評価
	② 受託事業（他市町村等の受託含む）や高齢者配食事業全般に関する実績についての評価
	③ 個人情報保護に関する取組み等の法令遵守、経営理念の姿勢についての評価
	④ 認知機能や身体機能の低下した高齢者への理解と適切な対応力についての評価
	⑤ 利用者の声をサービスに活かすための独自の工夫や配慮を行う具体的な取組みについての評価
	⑥ 事故や災害・悪天候等により受託事業所において一時的にサービスの提供が困難となった場合の対応、本社や他の事業所等との支援体制についての評価
2 人員配置・研修等の業務体制	① 受託業務を遂行するための人材の確保、従業者の有する資格や経験についての評価
	② 受託事業に携わる従業者への研修等の人材育成について、受託事業開始後の計画も含めた取組みについての評価（個人情報の取扱い、安否確認・緊急時対応、身体機能・認知機能が低下した利用者等への接遇、その他受託事業遂行のために有効な研修等）
3 調理及び配達における衛生管理	食事の製造・調理から配達までの業務過程における衛生管理についての評価
4 調理・献立における配慮・工夫	① 栄養改善を目的とした献立としての食事量と栄養バランスについての評価
	② 咀嚼機能に支障がある利用者に配慮した食形態についての評価（介護食への対応）
	③ 疾病のある利用者に配慮した献立についての評価（療養食への対応）
	④ 食物アレルギー等のある利用者への配慮・対応についての評価
	⑤ 品数や彩り、季節感など高齢者が食事を楽しめるような工夫についての評価
	⑥ 配食に用いる容器についての評価 （保温機能やレンジ対応、高齢者が持ち運び取り扱いしやすい工夫、食品衛生や環境への配慮等）
5 安否確認等緊急対応に対する提案	① 配食時の安否確認や健康状態の把握についての評価
	② 配食時に利用者が倒れていた場合の対応体制についての評価